

IV 共通事項

1. 標 識

・参考とすべき項目

標識には、目的の場所に、安全かつ確実に到達できるための誘導・位置確認などの意味があり、次のような種類に分類できます。なお、標識の設置位置・構造などは、利用者に見やすく、わかりやすいものとします。
(例. 日本産業規格「案内図用記号」JIS Z 8210)

1) 案内板

- ①構内出入口及び建築物の出入口付近に設置し、建物の概要をわかりやすく示します。また、車椅子利用者にも見やすい高さに設置します。
- ②文字などはできるだけ大きくし、色の対比などにも配慮します。

2) 誘導・指示用標識

駐車場・出入口・ホール・階段・トイレなどには、目的地に安全に確実に到達できるように誘導したり、危険な箇所を知らせる標識を設置します。

3) 標示用標識

階段・部屋の出入口などには、現在位置を確認するための標識を設置します。

・国際シンボルマーク



大きさ：10cm角以上
45cm角以下

色：原則として青地に白マーク
あるいはその逆として、対
比の明確なものとなります。

国際シンボルマーク使用条件

玄関：地面と同じ高さにするほか、階段の代わりに、または階段のほかにスロープ（傾斜路）を設置します。

出入口：80cm以上の幅とします。回転ドアの場合は別の入口を併設します。

スロープ：傾斜は1/12以下とします。室内外を問わず、階段の代わりにまたは階段のほかにスロープを設置します。

通路・廊下：130cm以上の幅とします。

トイレ：利用しやすい場所にあり、外開きドアで、仕切り内部が広く、手すりがついたものとします。

エレベーター：入口幅は80cm以上とします。

・案内板の例

身障者用スロープ



視覚障害者を表示するマーク
(1984年、世界盲人連合が定めた)



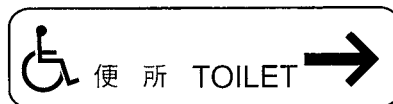
聞こえが不自由なことを表すと同時に聞こえない人、聞こえにくい人への配慮を表すマーク
(一般社団法人 全日本難聴者・中途失聴者団体連合会)



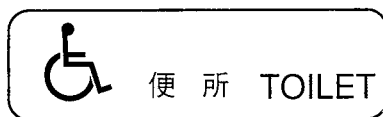
身体障害者補助犬の同伴受入の啓発のため、厚生労働省が作成しているステッカー



・誘導・指示用標識の例

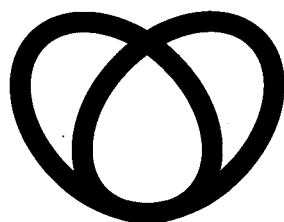


・指示用標識の例



オストメイト(人工肛門・人工膀胱)用の設備を備えています

・バリアフリー法・シンボルマーク



●シンボルカラー

DIC 157

PANTON Red032C

カラー分解色 Y100+M100

2. 点字等の標示

・参考とすべき項目（JIS T9251参照）

1) 視覚障害者誘導用ブロック

視覚障害者誘導用ブロックは、視覚障害者が容易に確認でき、かつ、覚えやすい方法で敷設します。敷設にあたっては、その他の歩行者の安全を阻害しないように配慮します。

①視覚障害者誘導用ブロックの種類及び形状

ア点状ブロック（位置標示）

a 形状 表面に点状の突起がついています。

b 敷設目的 注意を喚起するためや誘導対象施設などの位置を案内する場所に用います。

c 敷設方法 屈折部分・段差部分（階段の始点・終点など）・危険箇所の前面などに敷設します。

イ線状ブロック（誘導標示）

a 形状 表面に平行する線状の突起がついています。

b 敷設目的 誘導対象施設などの方向を案内する場合に用います。

c 敷設方法 誘導の方向と線状突起の方向を平行にして、連続して敷設します。

②視覚障害者誘導用ブロックの色彩及び素材

視覚障害者誘導用ブロックの色は、原則として黄色を基本とし、他の床材との色彩の変化をつけるように配慮します。（黄色を基本とするのは、弱視者に識別しやすく、また他の歩行者にも識別しやすいことによります。）

2) 点字案内板

①構内出入口付近には点字案内板や触知図を設置します。また、案内板は、台の上面が傾斜したものが望まれます。

②案内板の位置を知らせるために誘導鈴を設置します。

③案内板の位置については、他の歩行者の通行の障害にならないように配慮します。

3) 階段、スロープ

①階段、スロープの始点及び終点には、必要に応じて視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

②階段、スロープの手すりの始点及び終点には、点字プレートを設置し、階数を標示します。

4) エレベーター

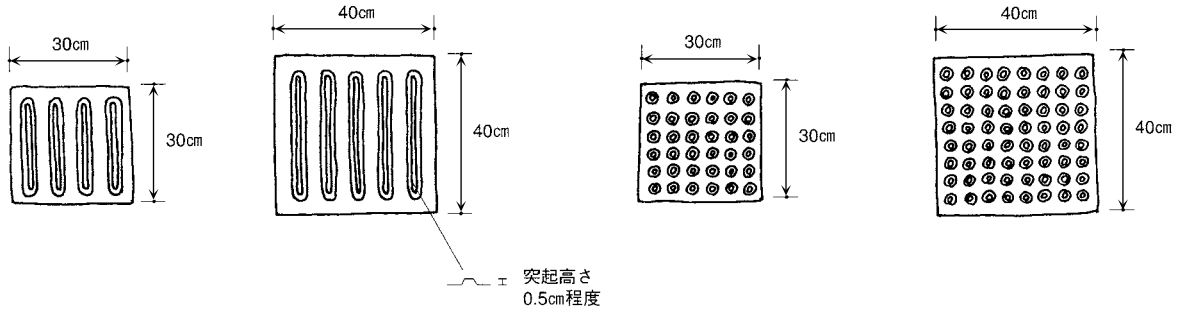
①外部出入口からエレベーターの乗り場まで視覚障害者誘導用ブロックを敷設します。

②エレベーターの乗り場のボタンや操作盤・インターホンなどには、階数などを点字プレートで標示します。

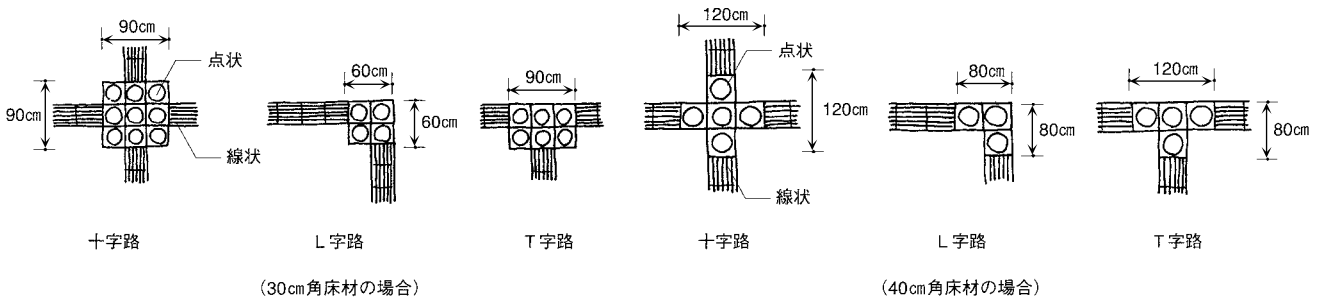
・ 視覚障害者用床材及び注意喚起用床材

・ 誘導用床材（線状）

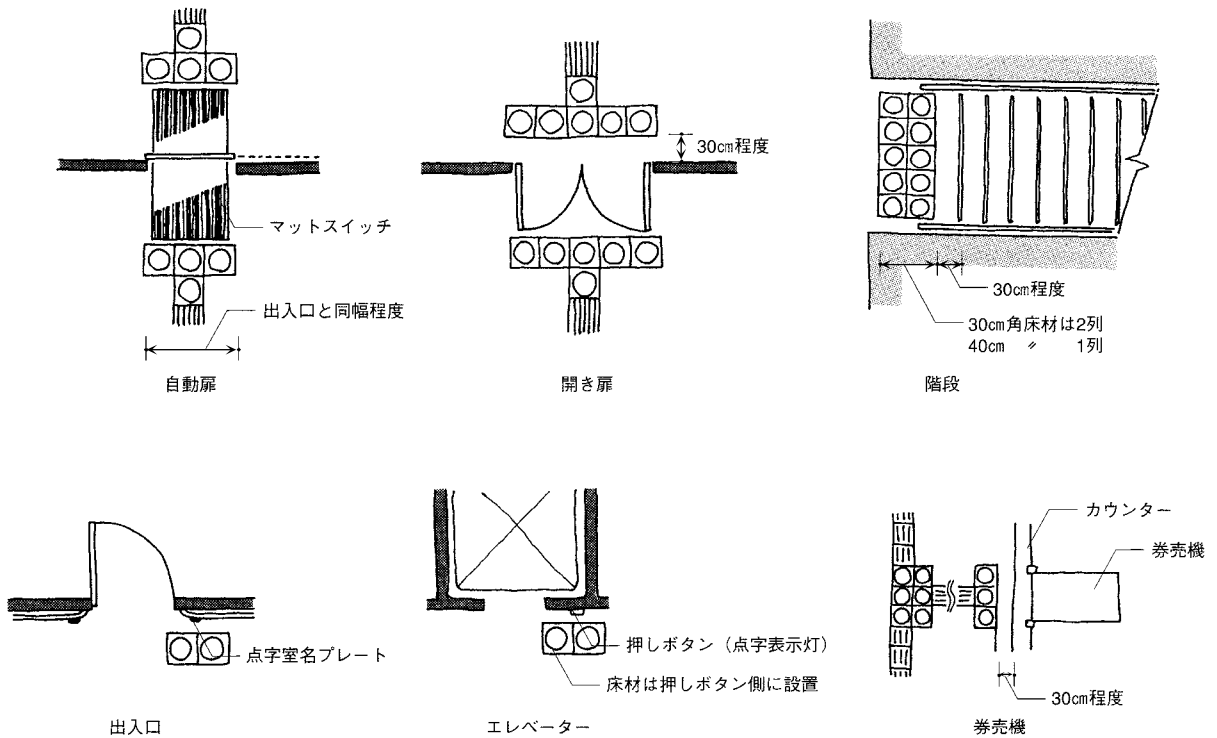
・ 注意喚起用床材（点状）



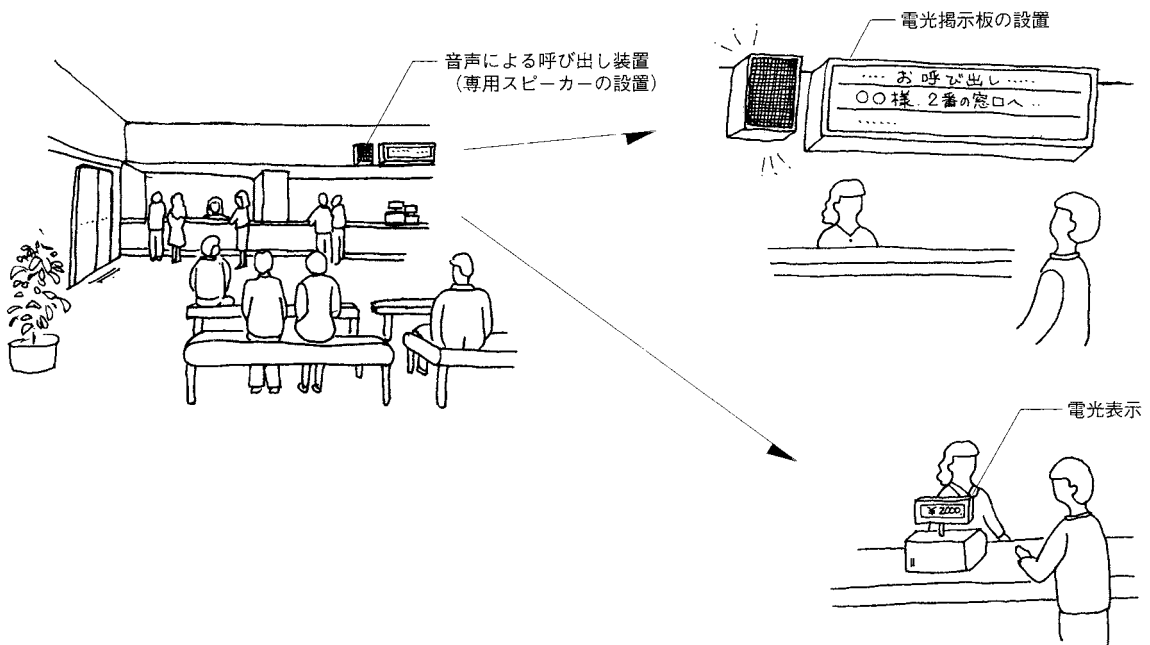
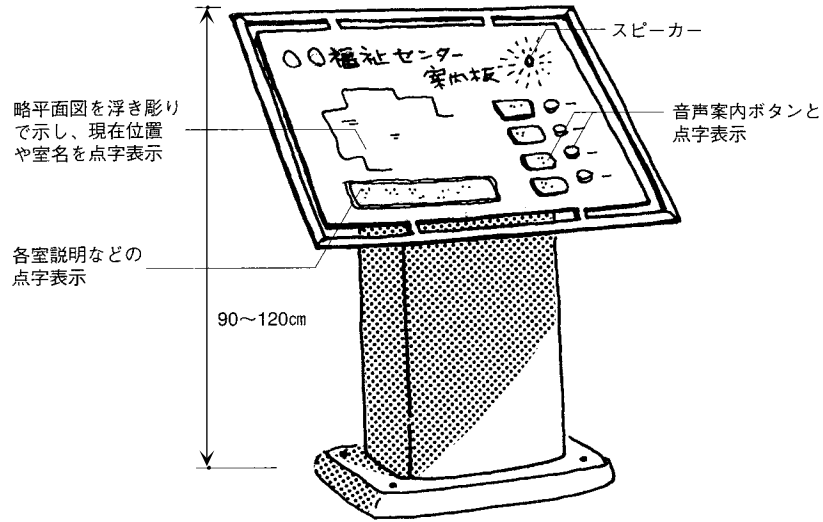
・ 床材の配置形状



・ 出入口付近の配置例

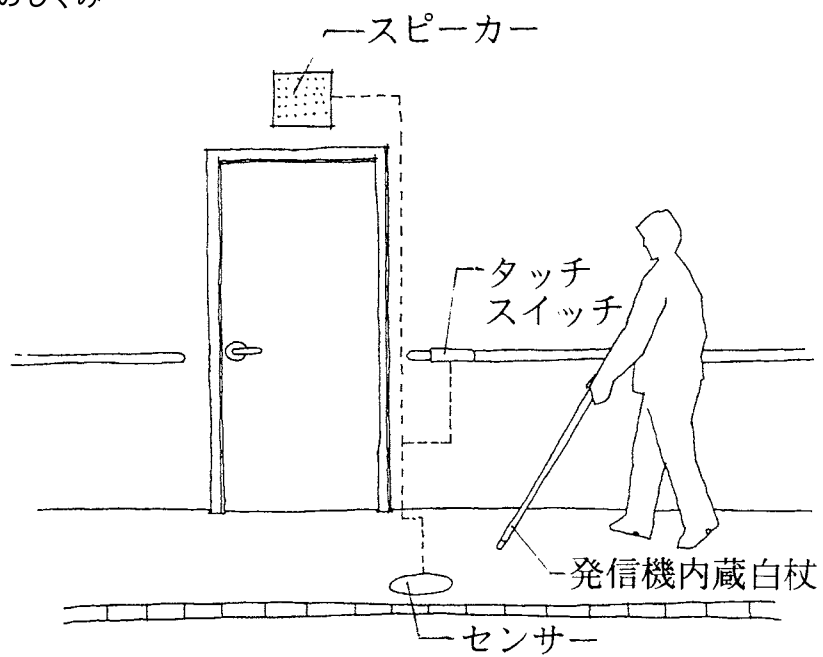


・ 触知図・音声付案内板の例

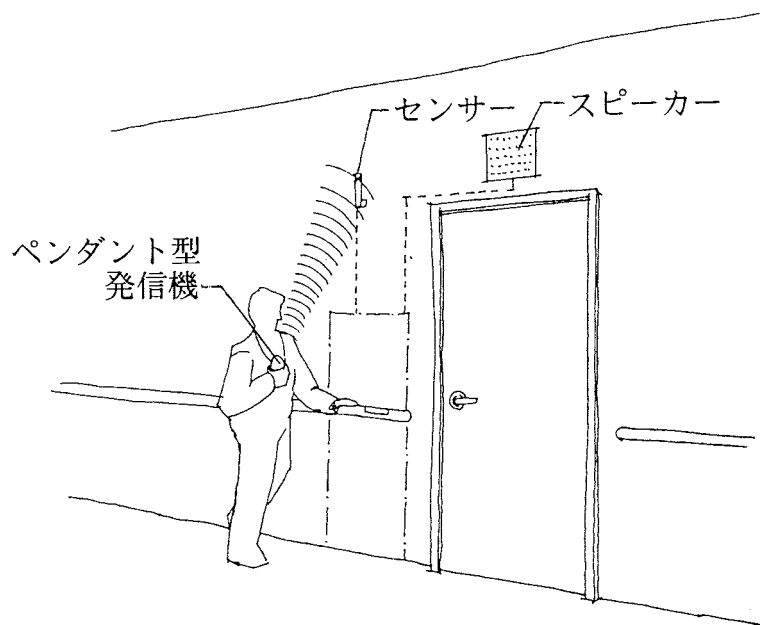


・音声誘導装置のしくみ

〈杖式〉



〈ペンダント式〉



3. 手すり

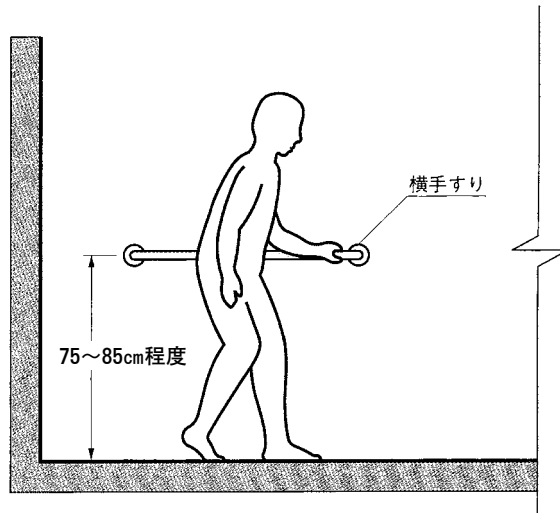
・参考とすべき項目

手すりは、障害者などの誘導・落下防止・移乗動作の補助設備として有効であり、廊下・階段・出入口などその目的や状況に応じて、大きさ・材質・取付位置などを考慮して設置します。

- 1) 歩行困難者や視覚障害者にとっては、必要不可欠なものであるため、階段・スロープには必ず設置し、廊下には必要に応じて設置します。
- 2) 手すりの形状
 - ①軽く握れるものとします。
 - ②取り付けにあたっては、壁との間隔を4cm～5cm程度とし、手すりの下側から支持し、堅固に固定します。
 - ③手すりの端部は、床方向に立ち下げるか、壁面に巻き込む、あるいはキャップを取り付けるなどの衝突の際の安全性に配慮します。
 - ④取り付けの高さは、一般健常者にとっては80cm～85cmが適当ですが、高齢者等への利用も配慮して、75cm～85cm程度とし、子供の利用が多い施設は、子供用に60cm～65cm程度の高さにも手すりを設置し、2段とします。なお、子供用手すりは、一般用手すりよりも前にずらして取り付けます。
 - ⑤手すりは、体の片側に障害を持った人でも利用できるよう両側に設けます。
 - ⑥手すりの材質は、木製など冬場でもあまり冷たくならないものとします。
 - ⑦手すりの始点・終点などには、必要に応じて点字プレートによる標示をします。

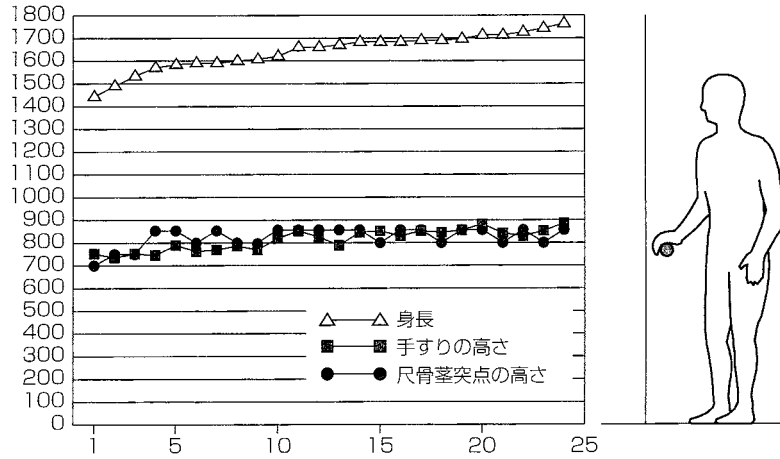
・手すり取付のポイント

歩行用横手すり



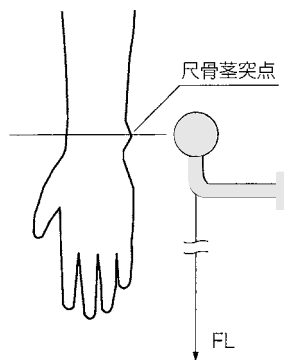
横手すりを握る高さ

(高さ/mm)



※片まひで自立歩行できる人の実験値

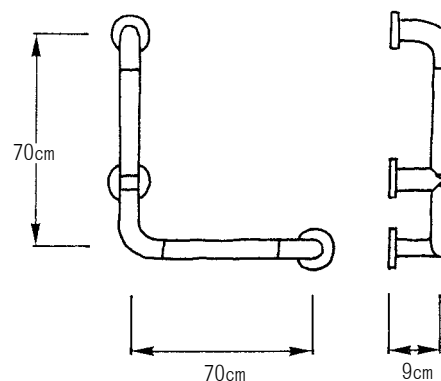
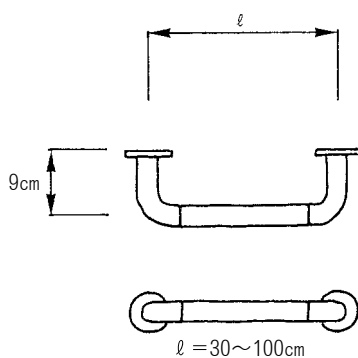
尺骨茎突点



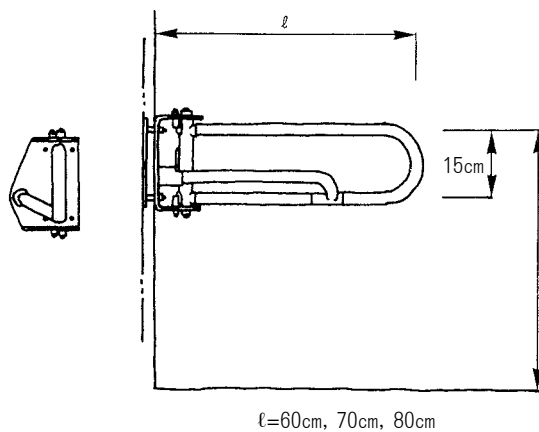
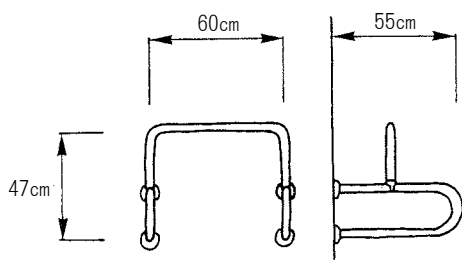
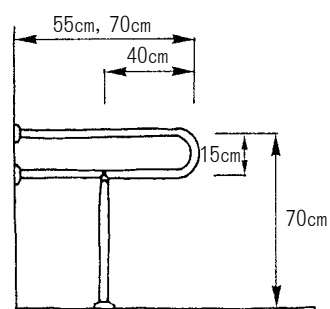
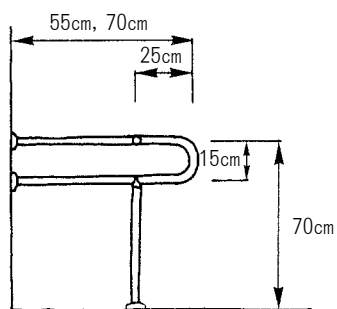
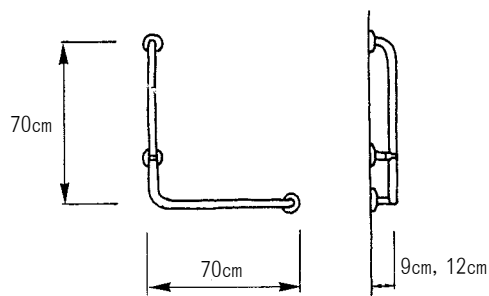
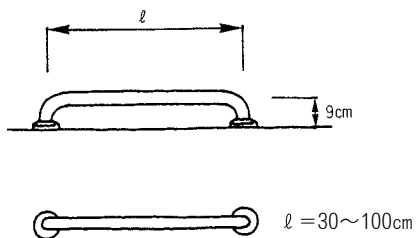
※手すりを握る高さは尺骨茎突点の高さに近い

参考例

- ・市販手すり金物（プラスチック製）



- ・市販手すり金物（ステンレス製）



4. 非常警報設備等

・参考とすべき項目

1) 視覚障害者、聴覚障害者への非常警報の必要性

火災などの緊急の事態が発生したとき、現行の消防法では、自動火災報知設備の地区音響設備、放送設備、非常ベル、避難口誘導灯などが規定されていますが、視覚障害者に対しては必ずしも的確な情報伝達ができる手段とはいえません。視聴覚障害者等が入所、利用する病院、社会福祉施設等はもとより、不特定かつ多数の利用に供する旅館・ホテル、百貨店等では、以下にあげるように、緊急情報や避難情報の伝達に関して視覚障害者等に十分に配慮した施設づくりが望まれます。

2) 視覚障害者に対する非常警報設備

視覚障害者に対する伝達手段として、次にあげるような配慮が望まれます。

- ・緊急事態発生事実の伝達手段：現行の自動報知設備の非常ベル・サイレン・自動音声警報等の音声による伝達のほか、就寝中はバイブレーター等の触覚（振動）による伝達の併用。弱視者へは補助手段としてキセノンランプ等による伝達も有効です。
- ・緊急情報の伝達手段：現行の非常放送のほか、自動音声警報など音声による伝達。
- ・避難方向等の伝達手段：誘導音装置付誘導灯による音声による誘導の伝達。弱視者には点滅型誘導灯、光走行式避難誘導も有効です。

①非常用構内通報機・警報機

緊急事態の発生を伝達するため、内線電話機を利用するシステムのことを非常用構内通報機、居室内テレビの同軸ケーブル等を利用するシステムのことを非常用構内警報機といいます。両者とも宿泊施設等での利用が有効です。

②自動音声警報装置

緊急情報を確実に伝達できるように、非常放送設備に音声等による警報を自動的に放送する機能を付加したものをいいます。

③携帯式バイブレーター

自動火災報知設備からの信号を受けて、振動によって直接人体を刺激し、異常を伝達する装置です。振動装置をベッド等に固定する方式（固定式）や身体の一部に腕時計のように巻き付ける方式（移動式）によって就寝中に利用します。

④誘導音装置付誘導灯

自動火災報知設備からの火災信号を受けて、内蔵あるいは直近に付置されたスピーカーから「避難口はこちらです」等の誘導音声が発せられるようにした避難口誘導灯です。

3) 聴覚障害者に対する非常警報設備

聴覚障害者に対する伝達手段としては、次にあげるような配慮が望まれます。

- ・緊急発生事実の伝達手段：キセノンランプ、回転灯等の視覚による伝達、又はバイブレーター等による触覚（振動）による伝達。
- ・避難情報の伝達手段：放送設備と連携した文字表示による伝達、補聴器用の磁気ループ等による伝達。
- ・避難方向の伝達手段：現行の誘導灯が適当ではありますが、点滅型誘導灯、光走行式避難誘導灯も有効です。

①パトライト（回転灯）

スイッチを押すことによって、黄色のランプがついて約15秒間回転する回転灯のことです。

②非常文字表示装置

非常用放送設備と連携し、文字表示装置（ディスプレイ）によって必要な情報を提供する装置です。

③点滅型誘導灯

自動火災報知設備からの信号を受けて、光源を点滅させる誘導灯で、次の種類のものがあります。聴覚障害者のみならず、弱視者も避難口の位置を確認しやすくする効果があります。

ア 通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が付置され、光源が点滅するもの

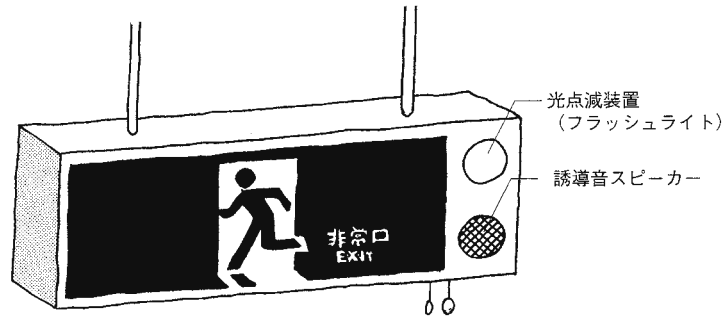
イ 形状は通常の誘導灯と同様であるが、内蔵する蛍光ランプが点滅するもの

ウ 既設した通常の誘導灯にキセノンランプ又は白熱電球が点滅する装置を追加したもの

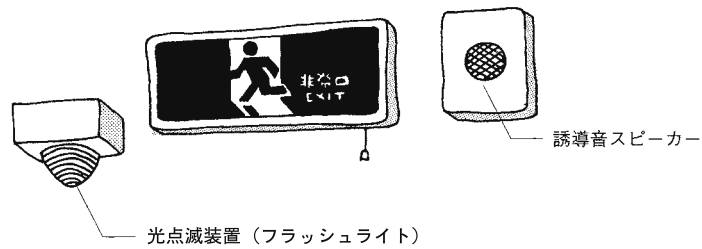
④光走行式避難誘導装置

光源列を避難方向に沿って配置し、順次点滅させることで光が避難口の方向に走行するようなイメージを与え、避難誘導させるシステムです。

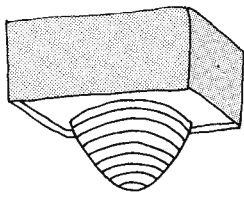
・一体型避難誘導灯



・既設誘導灯に追加取付する場合

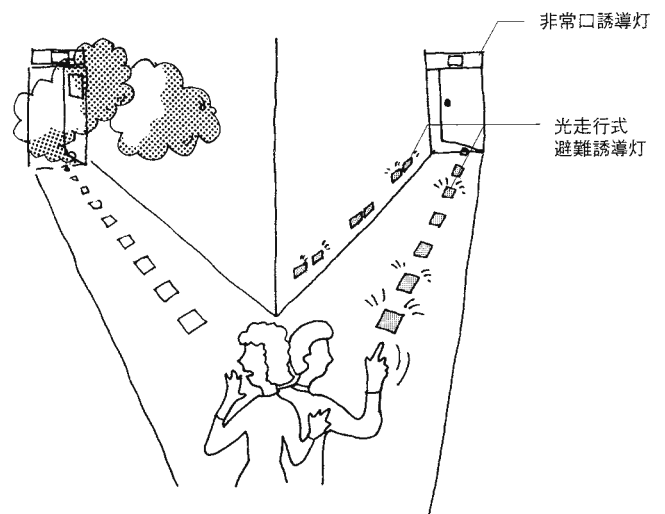


・フラッシュライトの例



自動火災報知器と連動し、聴覚障害者等へ光の点滅により非常を知らせる装置。見やすい位置に設置。

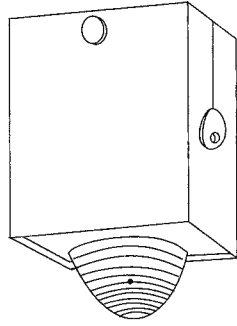
・光走行式避難誘導装置の例



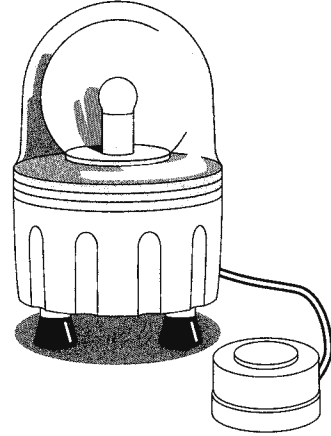
・非常文字表示装置



・キセノンランプの例



・パトライト(回転灯)の例



・建築物の用途別の火災情報伝達手段

| 対象物区分 | 視聴覚障害者別 | 緊急発生事実の伝達 | | | | | | | 緊急情報の伝達(避難情報) | | | | 避難方向等の伝達 | | | |
|--------|---------|-----------|---------|--------|--------|---------|--------|-----------|---------------|--------|--------|--------|----------|-----------|--------------|----------|
| | | 非常ベル | 自動式サイレン | 自動音声警報 | パイプレータ | キセノンランプ | 磁気ループ等 | 非常用構内通報機等 | 非常放送 | 自動音声警報 | 非常文字表示 | 磁気ループ等 | 点滅型誘導灯 | 誘導音装置付誘導灯 | 視覚障害者用ブロッック等 | 光走行式避難誘導 |
| 劇場等 | 視覚障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | | ○ | ○ | | | △ | ○ | ○ | △ |
| | 聴覚障害 | | | | ○ | ○ | △ | | | | ○ | △ | ○ | | | ○ |
| 社会福祉施設 | 視覚障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | | ○ | ○ | | | △ | ○ | ○ | △ |
| | 聴覚障害 | | | | ○ | ○ | △ | | | | ○ | △ | ○ | | | ○ |
| 集会所等 | 視覚障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | | ○ | ○ | | | △ | ○ | ○ | △ |
| | 聴覚障害 | | | | ○ | ○ | | | | | ○ | | ○ | | | ○ |
| ホテル等 | 視覚障害 | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | | ○ | ○ | ○ | | | △ | ○ | ○ | △ |
| | 聴覚障害 | | | | ○ | ○ | | ○ | | ○ | | | ○ | | | ○ |

注) ○は、視覚障害者又は聴覚障害者全般に対し有効なもの
△は、光覚を有するもの又は難聴者に有効なもの

5. 溝 蓋

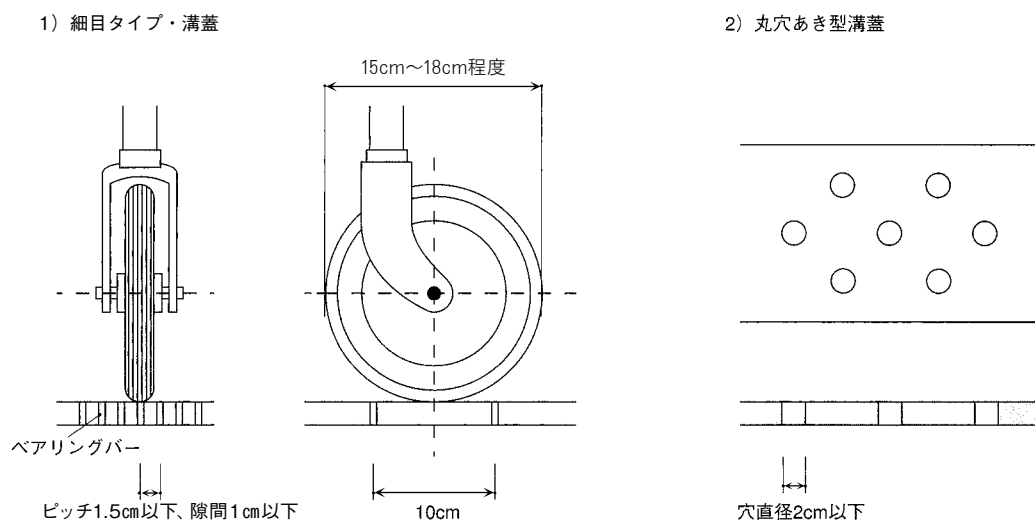
・参考とすべき項目

グレーチング・マンホール・格子蓋などは、歩行者の通行の障害物とならないように配慮して設置します。

- 1) 車椅子使用者や視覚障害者が落ちたり、つまずいたりする危険のある排水側溝には、ふたをして、歩道と同一レベルとします。
- 2) 格子蓋を設置する場合は、下肢障害者などの歩行困難者が使用する松葉杖の落下を防ぐため、格子穴は2 cm以下のものを使用します。
- 3) 車椅子の前輪（キャスト）が、排水溝などに落ち込まないように、グレーチングのベアリングバーピッチの隙間は1 cm以下とし、ベアリングバーが進行方向と直角になるように配慮します。

・横断溝の仕様

車椅子のキャストと溝蓋の拡大図



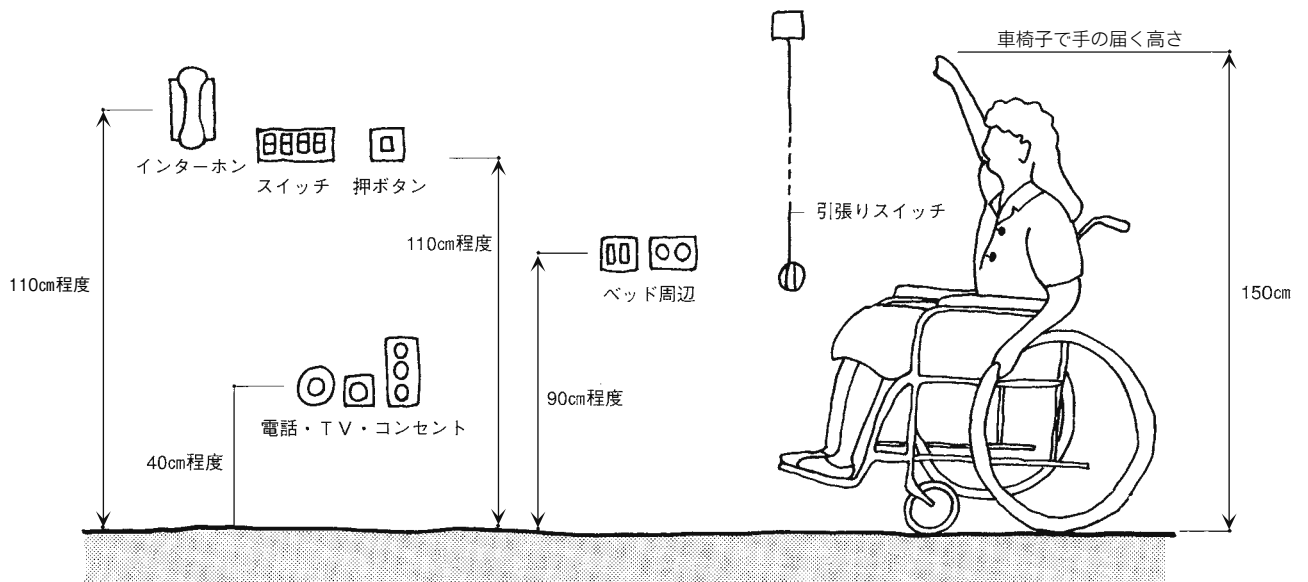
6. スイッチ・コンセント類

・参考とすべき項目

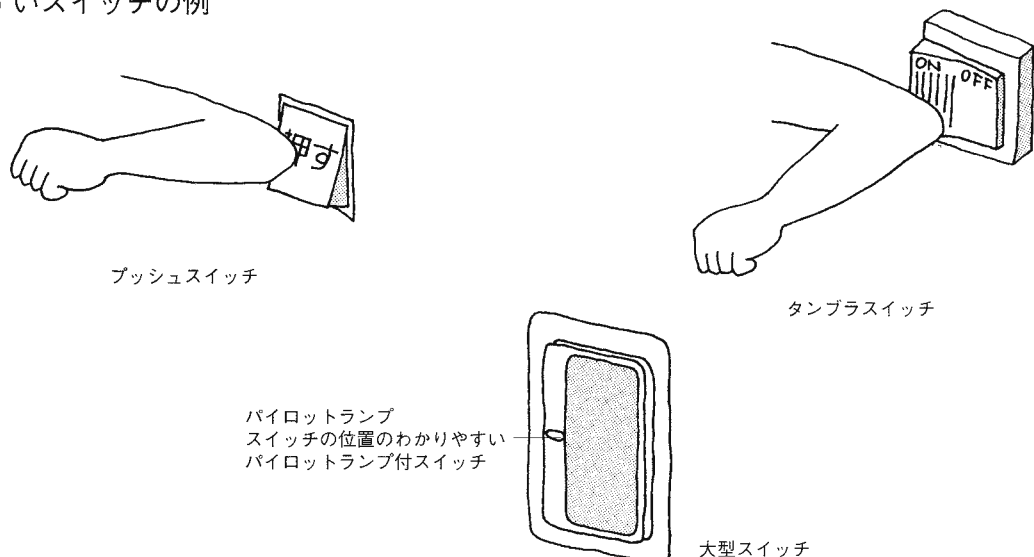
障害者などが自ら操作して、利用するコンセント及びスイッチ類の高さは、腰掛けた状態で手の届く範囲に設置し、形状・構造は操作しやすいものとします。

- 1) スイッチ・コンセント類は、高さ40cm～110cm程度の範囲内に納めます。
- 2) 操作部分は、複雑なものは避けて、大きく押しやすい形状のものとし、軽い力で指先以外でも操作できるものとします。また、夜間でもその位置がわかるように配慮します。
- 3) 必要に応じて、点字による標示をし、または色彩の対比を明確にします。

・コンセント・スイッチ類の高さ



・使いやすいスイッチの例



7. 滑りにくい床材

- ・計画・設計上の配慮事項

1) 評価指標

床材の滑りやすさ、滑りにくさは、JIS A5705（ビニル系床材）付属書に定める「床材の滑り試験方法（斜め引張型）」によって測定される、「滑り抵抗係数（C.S.R : Coefficient of Slip Resistance）」を用います。この係数は、数値が大きいほど滑りにくく、小さいほど滑りやすいことを示します。

2) 使用条件

滑り抵抗係数を規定する際には、床の使用条件を考慮して、以下のうちから該当部位において可能性のある表面状態を想定し検討します。

- ・清掃し、乾燥した状態
- ・ほこりが付着した状態
- ・水分が付着した状態
- ・油が付着した状態
- ・その他（ワックスを塗布した状態）

3) 材料・仕上げ

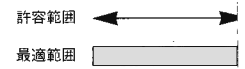
床の材料・仕上げは当該部位の使用条件を考慮した上で、原則として滑り抵抗係数が以下の値を満足するものとします。ただし、体育館の床などの激しい運動動作を行う箇所については、あまり滑らない床も危険なので、この限りではありません。

- ・下足で歩行する部分 0.4～0.9
- ・上足で歩行する部分 0.35～0.9
- ・表足で利用する部分 0.45～0.9
- ・傾斜路の部分 0.5～0.9

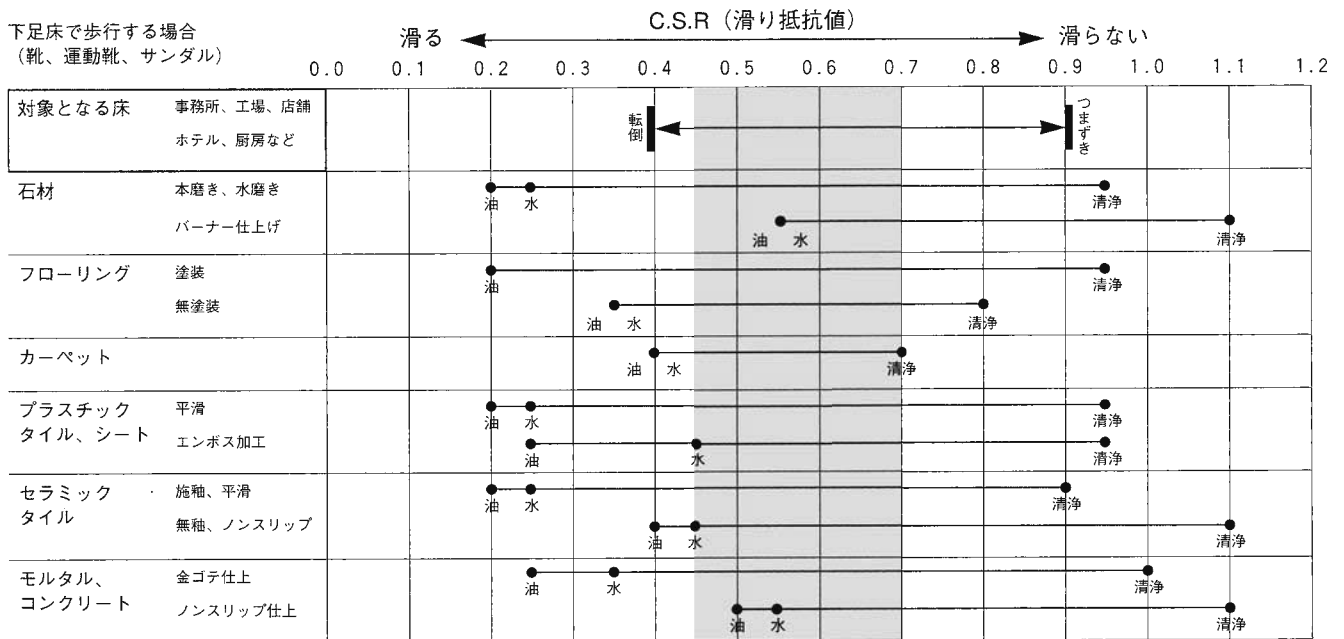
4) 滑りの差

同一の床において、滑り抵抗係数に大きな差（C.S.Rで0.2以上）がある材料の複合使用は避けます。

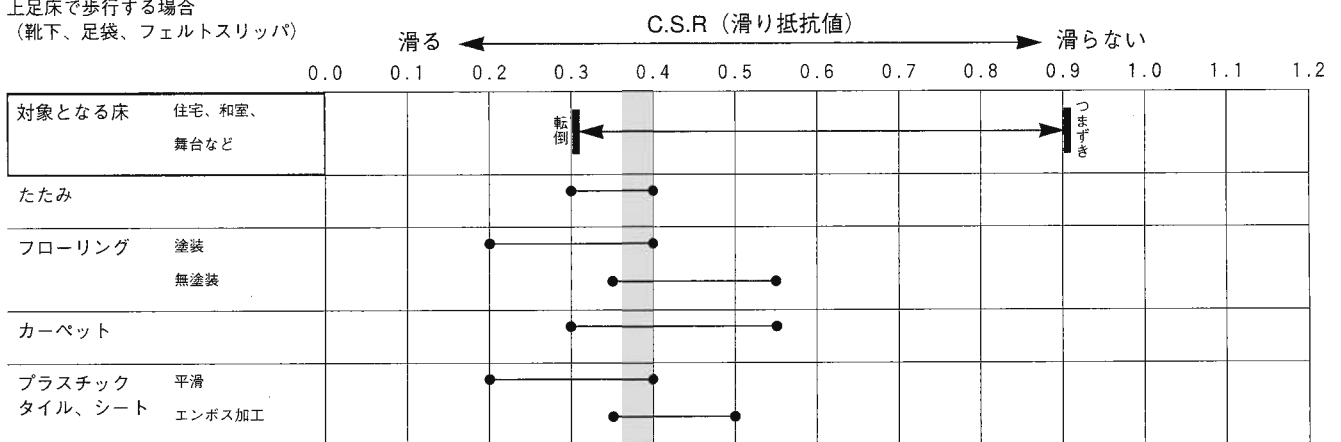
・床材と滑りやすさ



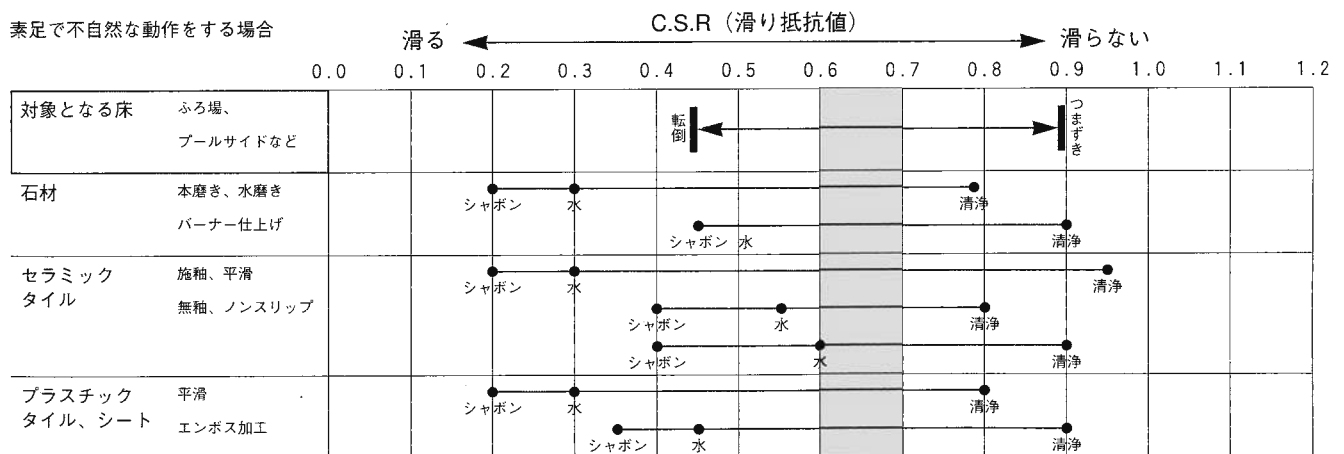
下足床で歩行する場合
(靴、運動靴、サンダル)



上足床で歩行する場合
(靴下、足袋、フェルトスリッパ)



素足で不自然な動作をする場合



※出典：小野英哲東京工業大学教授作成資料